

防犯カメラ設置マニュアル

～地域の公共空間を見守るために～



地域に防犯カメラを設置して
犯罪の発生を防ぐ
まちをつくりましょう!



防犯カメラ設置マニュアル

平成 28 年 3 月 発行 (第 3 版)

発行者

神奈川県安全防災局安全防災部くらし安全交通課

横浜市中区日本大通 1

電話番号 045-210-3517 (直通)

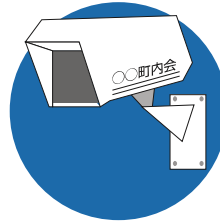
神奈川県警察本部 生活安全部 生活安全総務課

横浜市中区海岸通 2-4

電話番号 045-211-1212 (代) 内線 3051

はじめに

防犯カメラは、犯罪の防止に役立ち、安全で安心して暮らせるまちづくりに、とても効果があると認められています。そこで、県と県警察では、防犯カメラを適切に設置するためのマニュアルを作成しました。

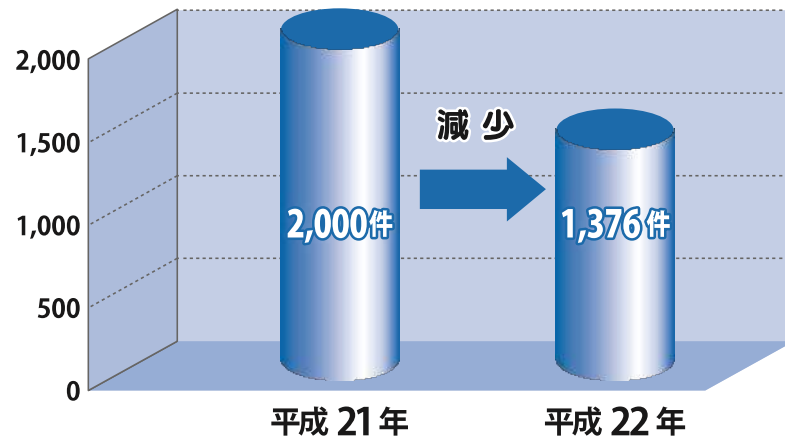


防犯カメラの効果

防犯カメラは、皆さんの安全・安心を守ります。

防犯カメラを設置した地区は、設置前と比べて、犯罪の発生が大幅に減少しています。

※右の表は、国が実施した防犯カメラモデル事業設置地区における刑法犯認知件数の推移です。



防犯カメラの設置ケース

録画機器を屋内に設置するケース

自治会館等の既存の建物を利用し、防犯カメラを軒先などに設置し、録画機器を屋内に設置する方法

※録画機器にモニターを接続することで防犯カメラの画像をモニタリングすることもできます。

自治会館等にモニターや録画機器を設置



独立柱等に全ての機器を設置するケース

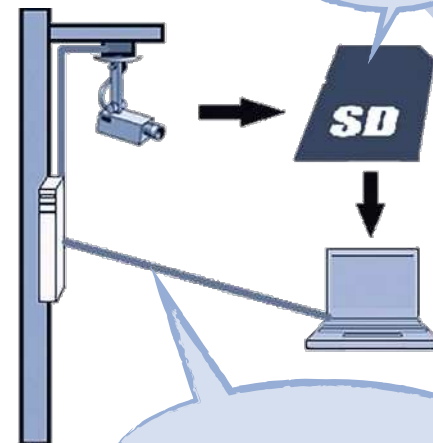
屋外に建柱した独立柱に防犯カメラと録画機器を設置する方法（※録画機器等には、対応する保護カバー等が必要となります。）

※必要な場合にパソコンなどで撮影画像を確認することができます。

【参考】

※防犯カメラに内蔵されているSDカード等の記録媒体に撮影画像を直接保存する方法もあります。この場合、SDカード等の盗難に備えたセキュリティ対策を講じる必要があります。

記録媒体を介してパソコンで撮影画像を確認



録画機器とパソコンを接続して画像を確認

防犯カメラを設置する手順

手順①

事前に調べる

- まずは、地域でどんな犯罪が発生しているのかを調べます。
 - ・犯罪やいたずらなどの発生状況を確認する。
 - ・犯罪の発生が危惧される場所、子どもや女性が不安に感じるような場所がないかを確認する。
- ※犯罪発生状況は、地域を管轄する警察署にご相談ください。

手順②

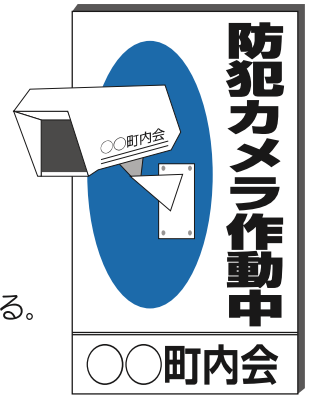
設置する場所 撮影する方向 を考える

- 手順①で調べた「犯罪発生状況」や「不安に感じる」場所を踏まえ設置場所、撮影する方向を決めます。
 - ・防犯カメラは、目立つ場所に設置する。
 - ・広範囲が撮影できる方向に設置する。
 - ・犯罪者に皆さんのまちに「入りにくい」と感じさせるため、まちへの入口に設置する。
- 民家を撮影することがないように撮影方向を確かめましょう。道路や公園、電柱や防犯灯などの管理者を確認し、設置の可否についてあらかじめ相談しておきましょう。

手順③

設置の プランを立てる

- 設置するためのプランを立てる。
(下記の内容を記載した計画書を作成する。)
- 1 設置目的
 - 2 設置場所・撮影範囲
 - 3 設置までのスケジュール
 - 4 設置費用・維持管理費用（＝予算）
 - ・設置費用を業者などから見積りを取って添付する。
 - ・自治体の補助金制度を事前に確認し、制度の内容を記載する。
 - 5 防犯カメラの設置表示の方法
 - 6 管理・運用体制、管理・運用方法
- その他……関係する機関などと協議する内容を記載する。



手順④

地域の住民等 に説明する

- 手順③の設置プランを作成した計画書に基づいて設置する地域の住民の方や関係者を集めて事前に説明し、承認を得る。
- 事前説明の際には、次のような質問に答えられるようにしましょう。

- Q なぜ防犯カメラを設置するの？
- A 地域で発生している犯罪（ちかん・ひったくり・空き巣等）を防ぐためです。
- Q 防犯カメラの費用は、どのくらいかかるの？
- A 費用は、見積り書の設置費用のほかに電気代や点検・修理費等の維持費がかかります。
- Q 撮影した映像の管理は、どうするの？
- A 管理・運用基準を定めプライバシー保護を適正に行います。

手順⑤

設置工事を行う

- カメラの設置には、許可等の手続きが必要な場合があります。
- 道路で工事をする時は、管轄警察署の道路使用許可が必要です。道路や公園に設置する時は、管理者の占用許可が必要です。電柱や街路灯に設置する時には、管理者との協議が必要です。

完成

- 設置完成後は、撮影映像などを確認しましょう。「防犯カメラ作動中」等の看板を設置し、カメラを設置していることを明示しましょう。

適 正な管理・運用

管理運用基準を作成して、適正な管理・運用をしましょう。

●責任者の指定について

撮影した画像は、取り扱いによっては、プライバシーを侵害するおそれがあります。取扱責任者を決め、責任の所在を明確にしましょう。責任者を指定することにより、撮影した画像が適切に取り扱われ、情報漏えいなどを防ぐことができます。

●管理・運用基準について

防犯カメラを適切に管理するためには、一定の基準を定めて、関係者が共通の認識を持つことが必要です。基準を作成するに当たっては次の事項を盛り込みましょう。

管理・運用基準（例）

【〇〇町内会が設置する防犯カメラ管理・運用基準】

- ①設置目的
- ②設置場所・撮影範囲
- ③設置の明示方法と管理責任者の指定
- ④管理・運用体制と任務
- ⑤画像の管理
 - ア 画像の保管方法・保管期間・消去方法
 - イ 画像の利用、提供の制限
- ⑥安全保障
 - ア 画像を記録した媒体の保管方法
 - イ モニター室などへの入室管理
 - ウ 管理用パソコンなどへのアクセス制限
- ⑦苦情処理に関する取り決め

【参考】

～防犯カメラ設置のアドバイス～
防犯カメラの設置には、専門的な知識が必要です。防犯機器専門店や防犯設備士等の専門家に相談するとよいでしょう。

防犯カメラのご相談は……
県警察では、防犯設備士等の専門家を「防犯コンシェルジュ」に委嘱しており、どんなカメラを設置すれば良いのかなどの相談を受けるために派遣しております。
※詳しくは、管轄警察署生活安全課の生活安全アドバイザーにご相談ください。

ネットワークカメラは、セキュリティ対策が特に大切です。

ネットワークカメラは、インターネットを通じて画像を確認できるなど、その利便性から普及が進んでいますが、パスワードをすぐに設定しなかったり、または初期設定のままにしておくと、第三者に画像を見られてしまうおそれがあります。

ネットワークカメラは設置後、すぐにパスワードを設定し、定期的に変更しましょう。

また、パソコンのようにウイルスに感染するのを防ぐため、ネットワークカメラのプログラムは、常に最新のものに更新しましょう。

※ネットワークカメラとは、有線または無線でインターネットに繋がるネットワークを通じて、撮影した画像を確認できるカメラの総称です。設置するカメラがネットワークカメラに該当するか否かは、購入店舗にお問い合わせください。

※県では、「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」を策定して、県のホームページで公開しています。

おわりに

防犯カメラを設置することで犯罪を完全に予防できるわけではありません。

「犯罪を許さない」「地域の安全は自ら守る」といった防犯意識をもって、地域の人みんなで防犯対策を進め、犯罪の起きにくいまちづくりをすることが大切です。